

○ 中小企業の人手不足に歯止めがかからず 特定技能外国人への期待が高まる

外国人技能実習制度は、技能実習生を労働力の需給調整手段として活用することが禁止されています。それに対し、特定技能制度は、中小企業の人手不足の解消が目的であるため、即戦力となる外国人を調整しながら受け入れることが容認されています。

特定技能外国人は一昨年12月末の1,621人から昨年12月末には15,663人となり、約10倍となりました。「特定技能」という在留資格が、社会的に認知されたことが伺えます。しかし、特定技能制度には、向こう5年間の受入れ見込み数が定められており、大きく経済情勢が変化しない限りこの数が上限として運用されます。

以下、出入国在留管理庁の公表資料のうち、5つの分野にしぼって見込数・受入れ人数・充足率等の動向を調べました。

○ 特定技能外国人数と充足率(抜粋) 単位:人

分野	5年間見込数	2019年12月	2020年12月(充足率)
製造3分野 (経産省)	素形材産業	21,500	193 1,235(5.7%)
	産業機械製造業	5,250	198 1,248(24%)
	電気・電子情報関連産業	4,700	38 725(15%)
国交省	建設	40,000	107 1,319(3.3%)
農水省	飲食料品製造	34,000	557 5,764(17%)

特定技能外国人の受入れ人数は、2019年12月までに飲食料品製造業が先行後、製造3分野及び建設分野が7~12倍の勢いで伸びを示しました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う入国規制により、母国で待機する当外国人は本統計に含まれていないため、規制緩和後の一時的な増加は必至です。また、各分野の特定技能1号

評価試験の合格者数も急増しているため、今後は各分野のニーズの高まりに並行し、さらに当外国人数が増加していくことでしょう。

一方、彼らがどのようなルートで特定技能へ移行したのかを調べてみると、技能実習修了者が約98.42%、試験合格者が約1.58%と、技能実習修了者が圧倒的に多いことがわかります。さらに、試験合格者の大半が飲食料品製造であることに着目すると、他の職種で技能実習を修了した者が、飲食料品製造試験に合格して転職した、と分析することができます。

○ 国籍・ルート別特定技能外国人数(2020年12月末) 単位:人

分野(抜粋)	国籍	総数	ルート	
			技能実習	試験合格
素形材産業	ベトナム	667	667	0
	中国	167	167	0
	インドネシア	180	180	0
産業機械製造業	ベトナム	706	706	0
	中国	167	167	0
	インドネシア	234	234	0
電気・電子情報関連産業	ベトナム	456	456	0
	中国	64	64	0
	インドネシア	30	30	0
建設	ベトナム	991	989	2
	中国	120	119	1
	インドネシア	51	51	0
飲食料品製造	ベトナム	4,281	4,204	77
	中国	496	480	16
	インドネシア	272	228	44
全体		8,882	8,742	140
シェア率		100%	98.42%	1.58%

○ 「転職」が、しやすい飲食料品製造業、しづらい製造3分野
飲食料品製造業の特定技能外国人が急増した背景を推測すると「転職」の選択に関して、次の2つの事情が考えられます。

- ① 他の職種を修了した技能実習生であっても、飲食料品製造試験に合格すれば食品会社へ転職ができ、そのニーズも十分にある。
- ② 製造3分野に該当する職種(※)を修了した技能実習生の転職は製造3分野に限られているため、他の職種を修了した技能実習生から転職ニーズがあっても受入れることができない。また、製造3分野は、指定された「日本標準産業分類」に該当していなければならず、専門的な判断が必要となる。

[※]製造分野特定技能1号評価試験・19試験区分
 鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・鉄工・工場板金・めっき・アルミニウム陽極酸化処理・仕上げ・機械検査・機械保全・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装

○ 入管法の改正にクローズアップ！ 在留資格取消制度、退去強制手続とは？

外国人の受け入れ方針は社会情勢によって変化し、入管法も時代に合わせて改正を重ねてきました。

1980年代に外国人の不法侵入が相次いだときは、1989年に入管法を改正し、在留資格を27種類に拡充したほか、不法就労対策の強化も行われました。2000年代に入ると、外国人の身分証として住民基本台帳をひもづけた在留カードの交付が義務化されました。最近改正された入管法のうち、興味深いものを2つご紹介します。

○ 在留資格を取消された技能実習生は全体の33.8%

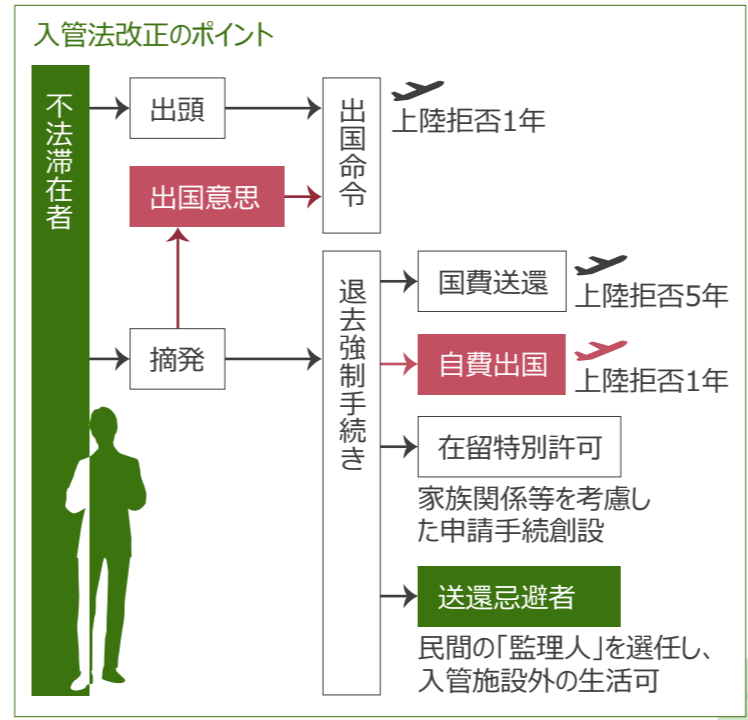
2017年1月、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留している外国人に対する「在留資格取消制度」を強化する入管法改正がありました。具体的には、失踪した技能実習生の在留資格を出入国在留管理庁が取消できるというものです。その取消手続は、失踪前の雇用主(実習実施者)からの意見聴取等をもとに判断されています。

2019年及び2020年までに在留資格が取消された件数は993件に上り、在留資格別では留学が427件(43.0%)、次いで技能実習が336件(33.8%)となっています。国籍別では、ベトナムが475件(47.8%)、次いで中国157件(15.8%)、ネパールが81件(8.2%)となっています。

○ 送還を拒む外国人の長期収容問題の解決へ

2021年2月、出入国在留管理庁から国外退去の処分を受けた「送還を拒む不法滞在者(送還忌避(きひ)者)」の長期収容問題を解決するため、下図のような入管法改正がありました。

日本国内に残る不法滞在者は2020年7月時点で8万2,616人に上り、送還忌避者は同年末で3,000人ほど存在しています。送還忌避者の中には、来日時、多額の借金を抱えたため母国に帰ることができない技能実習生や留学生も含まれています。



○ 国際社会の問題に誠実に向き合おう！ ECOが「SDGs」への取組み明文化しました

SDGs(エスディーゼズ)は、世界を変えるための17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成された、国連総会の国際目標で、2015年9月に採択されました。



エコ・プロジェクト協同組合では、17の目標のうち10の目標を掲げ、2021年2月、SDGsへの取り組みを公表いたしました。
 詳細は当組合のホームページに掲載中です。



- 「外国人技能実習生」として来日する若者たちへ、質の高い技術・職業的スキルの修得を支援します。
 人種や宗教による不平等や、安価な労働力の確保といった「外国人技能実習制度」に対する先入観を改善し、多くの技能実習生から「日本、ありがとう！」の声を聴くことができるように取り組みます。
- 「特定技能外国人」「外国人建設就労者」の、働きがいのある職場や安全な労働環境づくりを支援します。
 外国人を採用する際は、その能力や可能性を適切に見極め、等しく評価できる基準が作られるよう啓発しています。
- 組合員企業の適切な雇用創出をはじめとし、イノベーションを通じた生産性の向上などを情報面から支援します。
 雇用環境の整備、取引拡大の支援、円滑な事業継承など、中小企業を取り巻く課題を解決するための施策をテーマに、情報の提供を継続します。
- 有害化学物質、水質汚染を減少するため、安全な水の販売および企業における作業環境測定を推進します。
 汚水をきれいにしてから川や海へ流す「健全な水循環」を維持するため、企業努力を呼びかけていきます。
- 組合運営には、効果的に女性役員・役職者を登用し、平等なリーダーシップの機会を確保しています。
 組合の常勤役員31名のうち、女性が占める割合は全体の54%、そのうち、課長職以上を担う女性は37%です。男女ともにその能力を発揮する機会を作ります。

エコ・プロジェクト協同組合からのご案内
 若手経営者向け財務基礎講座
 「社長塾 現金損益®黒字安定経営」
 ①6月16日(水)、②6月17日(木)、③6月18日(金)の3日間
 にわたり、ソニー生命保険株式会社から講師を招き、組合員企業向けのセミナーを開催いたします。今回はWeb会議システム「ZOOM」を使用し1対1の個別勉強会です。組合員の参加費は無料、1日1社限定の先着順となります。お申し込みをお待ちしております。

